



税金

住民税の構成

●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1103～5

都民税（道府県民税）と特別区民税（市町村民税）を合わせて住民税と呼んでいます。住民税には、広く一律に負担していただく均等割と、所得金額に応じて負担していただく所得割があります。

| | | |
|-----|-------|----------|
| 住民税 | 都民税 | 都民税均等割 |
| | | 都民税所得割 |
| | 特別区民税 | 特別区民税均等割 |
| | | 特別区民税所得割 |

住民税を納める方

●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1103～5

住民税は国籍を問わず、その年の1月1日現在の住所地で前年（1月～12月）の所得に課税されます。

| 住民税を納める方 | 均等割 | 所得割 |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 台東区に住所のある方 | ○ | ○ |
| 台東区に住所がないが仕事をするための事務所や店舗等が台東区にある方 | ○ | - |

住民税の申告

●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1103～5

前年中に所得のあった方は、2月16日から3月15日までに、税務署または区役所へ前年の所得を申告してください。

▷区役所へ住民税の申告が必要な方

会社から提出される給与支払報告書の記載事項以外に所得や控除のある方（会社から給与支払報告書が提出されなかった方を含む。）は、住民税の申告が必要です。また、事業所得などの所得が少額で確定申告書の提出義務がない方も、住民税の申告が必要です。

なお、所得がなかった方でも非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料算定の基礎資料になりますので、住民税の申告が必要な場合があります。

※確定申告した方は、区役所への住民税の申告は不要です

▷税務署へ確定申告が必要な方

次の方は、税務署へ確定申告を行ってください。

- (1) 自営業など事業所得、不動産所得、雑所得などがある人

- (2) 給与所得者で1か所の会社からの給与収入が2,000万円を超える方、2か所以上の会社から給与収入がある方、給与所得以外の所得がある方

- (3) 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除、給与にかかる年末調整以外で、住宅借入金等特別税額控除などの適用を受けようとする方

※詳しくは、税務署へお問合せください。

税額の決定通知

●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1103～5

自営業の方や住民税を給与から差し引かれていない方（普通徴収）には「住民税の納税通知書と納付書」を6月10日頃にご自宅へ、給与所得者（給与からの特別徴収）には「税額通知書と納入書」を5月15日頃に会社宛に郵送します。

4月1日現在65歳以上の方で住民税を公的年金等から差し引かれる方（公的年金等からの特別徴収）には「住民税の納税通知書」を6月10日頃、ご自宅へ郵送します。（特別徴収の開始年度は税額の1/2相当額が普通徴収）通知書には、普通徴収の場合は納付書が、特別徴収の場合は納入書が同封されています。納付書および納入書による納付・納入については「納税の方法」(P51) をご参照ください。

納期限日

便利帳コード tbc2029

●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1114

普通徴収は、第1期（6月30日）・第2期（8月31日）・第3期（10月31日）・第4期（翌年1月31日）です。

給与からの特別徴収は、6月から翌年5月（翌月の10日）、公的年金等からの特別徴収は、公的年金等の支払月の翌月10日、軽自動車税（種別割）は、年1回5月31日です。

ただし、上記納期限が土日祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

▷延滞金

納期限を過ぎると、本税の納期限の翌日から起算してその住民税を完納するまでの期間に応じ、その未納にかかる本税の額に、延滞金が加算されます。

▶督促

納税者または特別徴収義務者が納期限までに住民税を完納しないときは、督促状を発送します。

なお、督促後も住民税を納付いただけない場合は、預金や給与等の差押（滞納処分）を行う場合がありますので、納期限内納付にご協力ください。

納税の方法

便利帳コード tbc2030

●問合せ 税務課

TEL 03-5246-1114

納付場所、方法は下記のとおりです。

1. 特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合）

2. 東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行、郵便局の窓口

ただし、特別徴収義務者（給与支払者）が上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合、当区の取扱店として指定する「指定通知書」（特別区民税・都民税特別徴収税額決定通知書に同封）を、納入書とあわせて提出してください。

3. 区役所戸籍住民サービス課（1階・2番窓口）、収納課（3階・9番窓口）、区民事務所・同分室

4. コンビニエンスストア※

納付できるコンビニエンスストアの一覧は、各納付書の裏面をご覧ください。

5. キャッシュレス決済による納付

(1) 特別区民税・都民税（普通徴収）について、納付書表面のバーコードを利用したスマートフォン決済アプリ（クレジットカード、インターネットバンキングを含む）によるお支払いができます。詳細は、納付書同封のチラシまたは区公式ホームページをご覧ください。

(2) 軽自動車税（種別割）について、納付書表面のQRコードを利用したスマートフォン決済アプリや、「地方税お支払いサイト」からクレジットカード等、各種決済方法によるお支払いができます。詳細は、納付書同封のチラシまたは区ホームページをご覧ください。

（「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。）

※ 注意事項

- ・特別区民税・都民税（普通徴収）及び軽自動車税（種別割）のみご利用可能です。
- ・バーコードの付いていない納付書は、コンビニエンスストア及びスマートフォンでのお支払いはできませんのでご注意ください。
- ・一定期間を経過すると納付書が利用できない場合があります。

軽自動車税

便利帳コード tbc2031

●問合せ 税務課

TEL 03-5246-1101

1. 軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在、区内に定置場がある原動機付自転車・二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車（以下、軽自動車等）の所有者（個人又は法人）に課税されます。毎年5月上旬に「軽自動車税（種別割）納税通知書」をお送りします。

軽自動車等を取得・譲渡・廃棄した場合、または住所などの変更があった場合は届出が必要です。手続きをしないと、継続して所有しているとみなされ課税される場合があります。盗難にあった場合も警察に盗難届を提出した後、廃車の申告が必要です。

また、障害のある方が所有する軽自動車等で基準に該当する場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられる制度があります。減免申請は、納期限までに行ってください。

なお、660ccを超える自動車の自動車税については、東京都自動車税コールセンター（TEL 03-3525-4066）または、台東都税事務所（TEL 03-3841-1271）へお問合せください。

(1) 申告・届出場所は、車種によって下記のとおり異なります。

| 車種 | 申告・届出場所 |
|---|---|
| 原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車（フォークリフトなど） | 税務課、戸籍住民サービス課 （ミニカー・小型特殊自動車の登録・廃車は税務課のみ） |
| 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車 | 関東運輸局東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 （足立区南花畑5-12-1 TEL 050-5540-2031） |
| 軽三輪・軽四輪（660cc以下） | 軽自動車検査協会足立支所（足立区宮城1-24-20 TEL 050-3816-3102） |



税
金

税金

(2) オートバイ本体の廃棄（有料）は、最寄のオートバイ専門店、各メーカーまたは、二輪車リサイクルコールセンター（TEL 050-3000-0727）へお問い合わせください。

2. 軽自動車税（環境性能割）

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）が対象で、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課税されます。

軽自動車税（環境性能割）は、区市町村税ですが、旧自動車取得税（都税）と取扱が共通していることから、徴収は当面の間、東京都が行います。

課税証明書・納税証明書の交付 便利橋コード **tbc2032** **オンライン申請** ●問合せ 税務課 TEL 03-5246-1101

個人の住民税（特別区民税・都民税）・軽自動車税（種別割）の税証明は区で交付していますが、その他の税証明は、証明の種類によって交付場所が違います。

| 証明書の種類 | 交付場所 | 必要なもの |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の住民税（課税（非課税）証明書、納税証明書） 軽自動車税（種別割）（納税証明書） | 税務課、戸籍住民サービス課、区民事務所・分室 | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 手数料（1通300円） ※代理人の申請の場合、委任状が必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 所得税・法人税・消費税 納税証明書 その1（納税額の証明） その2（所得の証明） その3（未納が無いことの証明） その4（滞納処分を受けたことのないことの証明） | 東京上野税務署 TEL03-3821-9001 浅草税務署 TEL03-3862-7111 | 交付場所にお問合せください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 23区の固定資産に関する証明（評価証明、関係（公課）証明、物件証明等）、納税証明（法人事業税、法人住民税、個人事業税、固定資産税、自動車税（種別割）等）、滞納処分を受けたことのない証明 | 台東都税事務所 TEL03-3841-1271 | |

不服申立て

●問合せ 賦課決定、督促については、税務課 TEL 03-5246-1101
滞納処分については、収納課 TEL 03-5246-1107～9

特別区税の賦課決定（税額の決定）や滞納処分（差押え等）に不服のある方は、区長に対し文書により審査請求が出来ます。審査請求は、「審査請求書」を作成して、審査請求期間内に提出してください。

▷主な処分に対する審査請求期間

| | 審査請求期間 |
|------|--|
| 賦課決定 | 納税通知書または税額通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 |
| 督促 | 督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日 |
| 滞納処分 | 給与等の差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） |